

## 役員等の報酬と経費に関する基準

平成 24 年 4 月 1 日

公益財団法人西洋美術振興財団

### (目的)

第 1 条 この基準は、公益財団法人西洋美術振興財団（以下「この法人」という。）定款第 14 条及び第 29 条の規定に基づき、この法人の評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び経費の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この基準において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 報酬とは、認定法第 5 条第 13 号で定める、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益である。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）手数料等の経費をいう。

### (報酬)

第 3 条 役員等の報酬額は、別表により算出した額の範囲とする。

- 2 常勤の理事の報酬は理事会の決議により決定する。
- 3 監事の報酬は監事相互の協議により決定する。

### (報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬は、その金額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払う報酬額から控除して支払うものとする。

- 2 報酬の全部又は一部について、本人名義の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

### (費用)

第 5 条 役員等がその職務の遂行にあたって費用を負担した場合には、その負担額を支払うものとする。

### (費用の支払方法)

第 6 条 費用は、その金額を通貨で遅滞なく直接支払うものとする。

- 2 費用の全部又は一部について、本人名義の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

(費用の算定方法)

第7条 費用のうち、交通費については、通常の合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

(変更)

第8条 この規定は、定款第14条又は第29条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

#### 附 則

この基準は、この法人の設立の登記の日から適用する。

#### 別 表

役職	区分	報酬額	備考
評 議 員	会議出席報酬	20,500 円	一人一回につき
理 事	会議出席報酬	20,500 円	一人一回につき
常勤の理事	報酬総額	3,600,000 円	1 事業年度の上限額
監 事	監査報酬総額	300,000 円	1 事業年度の上限額